

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」施行規則の一部改正に伴う対応について

弊社では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」施行規則の一部改正に伴いまして、2020年4月1日（水）以降、弊社に到着する本人確認書類（写し）のお取扱分より、次のとおり変更させていただきますのでご案内申し上げます。

I. 対象となるお客様・ご提出方法

日専連カードをお申込みいただく個人（日専連法人カードをお申込みの場合は、法人代表者または個人事業主およびカード使用者全員）のお客様で、本人確認書類を非対面（写しの郵送）によりご提出いただく場合にご対応ください。

II. 変更内容

お客様の本人特定事項の確認方法が厳格化されたことから、以下のとおり変更します。

1. 現住所記載の本人確認書類を2種類以上お持ちの方

本人確認書類 <A表> から写しを2種類ご提出ください。

2. 現住所記載の本人確認書類を1種類のみお持ちの方

本人確認書類 <A表> から写しを1種類と、補完書類 <B表> から原本または写しを1種類の合計2点ご提出ください。

3. 現住所記載の本人確認書類をお持ちでない方

現住所と異なる住所が記載されている本人確認書類 <A表> から写しを1種類と、補完書類 <B表> から原本または写しを2種類の合計3点ご提出ください。

【 本人確認書類 <A表> 】

	本人確認書類の名称	ご留意事項
1	運転免許証または運転経歴証明書	住所変更がある場合は裏面も必要です。
2	個人番号（マイナンバー）カード	裏面（個人番号記載面）のご提出は不要です。※ 通知カードは不可です。
3	旅券（パスポート）	写真及び住所記載面のページが必要です。
4	各種健康保険証	氏名・生年月日・住所のページ（カードは両面）が必要です。
5	住民票の写しまたは印鑑登録証明書（発行日より6ヵ月以内のものに限ります。）	住民票の写しにマイナンバーの記載がある場合は、黒く塗りつぶしてください。
6	在留カード、特別永住者証明書	住所変更がある場合は裏面も必要です。

※氏名・現住所・生年月日の記載があるもの、有効期限のあるものは期限内のものに限ります。

【 補完書類 <B表> 】

	補完書類の名称	ご留意事項
1	公共料金の領収証書（電気・固定電話・都市ガス・水道・NHKのうちから1点）	① 氏名（本人名義）、現住所の記載があるものに限ります。 ② 領収日付または発行日より6ヵ月以内のものに限ります。 ③ 請求書や通知書は受付できません。
2	社会保険料の領収証書	
3	国税、地方税の領収証書または納税証明書	